



第 3号様式 (第 4条関係)

行政文書一部公開決定通知書

31 市会総第 21 号
令和元年 7 月 2 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 丹羽 ひろし



令和元年 6 月 19 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	ヒアリング実施結果 (請求に係るもの)	
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和元年 7 月 3 日 午前 時 午後 時
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴	
行政文書の一部を公開しない理由	名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当 当該随員に聴き取りをした内容及び当該随員個人に関する情報を公にすることは、今後同様の事案又は類似した事案が発生した場合等における、聴き取り対象者の調査への協力や個人の正当な相談等を妨げる要因となるなど、ハラスメントの防止に関する事務等の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められます。	
備 考	<決定を行った所管課> 市会事務局総務課 TEL: (052) 972-2083 <お問い合わせ先> 市会事務局総務課 TEL: (052) 972-2083	

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (名古屋市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。



第 4号様式 (第 4条関係)

行政文書非公開決定通知書

31 市会総第 22 号
令和元年 7 月 2 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市会議長 丹羽 ひろし



令和元年 6 月 19 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	市長から 31 総人コ第 18 号にて依頼のあった件で当該視察随行職員 (3 名) に聴き取りをした際の録音テープ
公開しない理由	当該行政文書は、取得又は作成しておらず、存在しません。
備考	<決定を行った所管課> 市会事務局総務課 TEL: (052)972-2083

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (名古屋市会議長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。



第 4号様式 (第 4条関係)

行政文書非公開決定通知書

31 市会総第 23 号
令和元年 7 月 2 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市会議長 丹羽 ひろし



令和元年 6 月 19 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	市長から 31 総人コ第 18 号にて依頼のあった件で当該視察随員 (3 名) に聴き取りをした後、回答をまとめる際の検討内容がわかるもの
公開しない理由	当該行政文書は、取得又は作成しておらず、存在しません。
備考	<決定を行った所管課> 市会事務局総務課 TEL: (052) 972-2083

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (名古屋市会議長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

ヒアリング実施結果 (■■■■主事)

1 日時・場所

令和元年5月31日(金) 午後2時32分～午後2時57分
第4小会議室

2 ヒアリング対象者

■■■■ ■■■■主事

3 出席者(質問者)

奥山総務課長、牧田庶務係長

4 ヒアリング実施結果(質問と回答)

	質問	回答
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

9		
10		
11		
12		

13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		

23		
24		
25		
26		
27		
28		

29		
30		
31		
32		
33		
34		

ヒアリング実施結果 (係長)

1 日時・場所

令和元年5月31日(金) 午後3時4分～午後3時16分
第4小会議室

2 ヒアリング対象者

係長

3 出席者(質問者)

奥山総務課長、牧田庶務係長

4 ヒアリング実施結果(質問と回答)

	質問	回答
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		

18		
19		
20		

ヒアリング実施結果 ()

1 日時・場所

令和元年5月31日(金) 午後3時25分～午後3時35分
第4小会議室

2 ヒアリング対象者

() 課長(当時)

3 出席者(質問者)

日比野事務局長、奥山総務課長、牧田庶務係長

4 ヒアリング実施結果(質問と回答)

	質問	回答
1		
2		
3		
4		
5		
6		

7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		

17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		

ヒアリング実施結果（議長→）

1 日時・場所

令和元年6月7日（金） 午後1時7分～午後1時10分
議長室



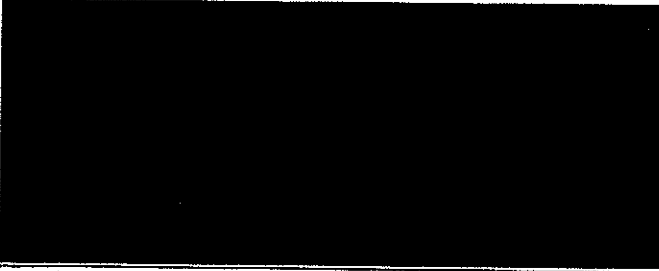
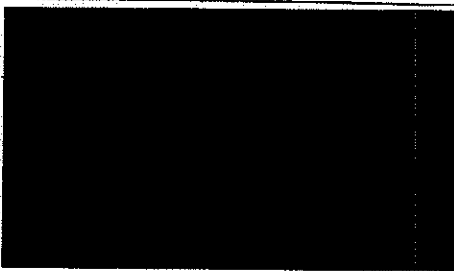
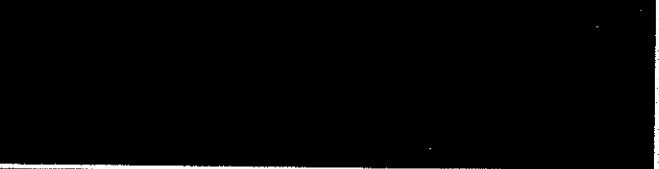
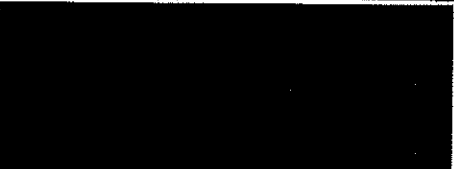


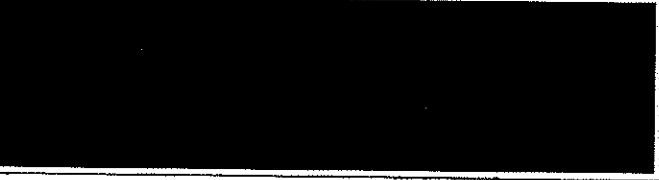
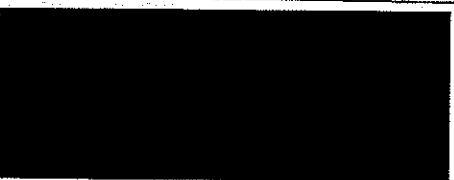
2 ヒアリング対象者

（課長（当時））

3 出席者（質問者と同席者）

丹羽議長、日比野事務局長、奥山総務課長、牧田庶務係長

4 ヒアリング実施結果（質問と回答）

	質問	回答
1		
2		
3		
4		
5		
6	